

《 綾瀬市スポーツ施設利用方法 》

令和8年2月 改訂

綾瀬市スポーツ課

綾瀬市指定管理者ミズノグループ

- ① 登録証の交付を受けた団体は、登録内容（代表者・連絡先住所・会員名簿等）に変更が生じた場合、速やかにお申し出ください（名簿記載の会員以外は利用できません）。また、登録種目以外の利用については、受付窓口にご相談ください。登録証の有効期限は登録日～2年間です。登録証の注意事項等を必ずご確認ください。
- ② インターネットでの仮予約が可能です。仮予約受付日より8日以内に、入金機(窓口)もしくはWEB決済にて利用料を入金してください。尚、予約の方法については別紙をご覧ください。
- ③ 休館日は、毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）と年末年始（12月28日～1月4日）です。
- ④ 各施設の鍵は利用予約時間の30分前から受け取れます。また、利用終了時間後～30分以内をメドに返却してください。
- ⑤ 屋外施設（一部除く）の早朝利用は通年可能です。受付窓口営業時間外の鍵の受け渡しは「キーBOX」で行います。
- ⑥ 詳しくは、各施設の利用案内をご覧いただけ、受付窓口にお問合せください。
- ⑦ 登録団体の他2チーム以上の複数団体で合同利用される場合は「合同練習・私設大会開催要項」の提出が必要です。その場合、市内登録団体が過半数以上参加していれば市内料金でご利用いただけます。詳しくは、受付窓口にお問合せください。
- ⑧ 利用時間（1コマ／2時間）は備品等準備および片付け／整理整頓を含みます。
- ⑨ 利用者の不注意及び利用者の責に帰すべき事由による事故または怪我等が発生した場合、施設側では一切の責任を負いかねます。予めご承知の上、ご利用ください。
- ⑩ 当選の可能性を高めるために、実質的に同一団体と見なされる団体等の重複登録はできません。また、利用（予約）権利を他人（他団体）に譲渡・転貸することはできません。万一、発覚した際は「利用停止」等の厳しい処置をとらせていただきます。